

延命政之新会長に聞く

～ユーザーである県民の視点を大切にしたい～

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎ 045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

新会長ご就任おめでとうございます。就任にあたっての抱負をお聞かせください。

県民に信頼される弁護士会を目指したいですね。弁護士自治という弁護士のためにあるように受け取られがちですが、弁護士自治は市民・県民のためにあるのです。

弁護士会が自治権を持たないと、弁護士法第1条で弁護士の使命とされている基本的人権の擁護と社会正義の実現ができなくなってしまうため、弁護士自治が認められているのです。

そう考えると、弁護士会は弁護士のためにあるというよりも、むしろ市民・県民のためにあるという視点が重要だと考えます。

当会は名称も昨年4月

より横浜弁護士会から神奈川県弁護士会に変更されました。以前にも増して県民のための弁護士会となるよう、県民の弁護士や弁護士会に対するアクセス障害を取り除くことを更に具体化していきたいですね。

そのためには、弁護士会が県民にアウトリーチしているのかしつかりと受け止めて、会としてきちんと対応することが必要です。弁護士会は県民のために何ができるのかしつかり検討し、それを具体化していくことによって、県民からの信頼を得ることになるのだと思います。

権利擁護や県民のアクセス障害対策について、具体的にはどのように考えているのですか？

超高齢社会が到来し、

通常総会開催のお知らせ

日時 平成29年5月23日(火) 12時30分
場所 関内ホール 小ホール

神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

少し前まで私の事務所に司法修習生が研修に来ていた。頑張っている所はもちろん、格好悪い所もすべて見てもらおうと、2か月間密着マークをしてもらった▼2か月間、寝食を共にすることまではなかったが、少なくとも昼食は一緒にとり、家族よりも司法修習生と過ごす時間の方が長かった▼疑問をストレートにぶつけてくれる素直な司法修習生であったため、自分としては何も疑問を感じていなかった実務上の処理の理論的根拠を再確認したり、自分の仕事の進め方を見つめ直したりする貴重な機会になった▼思い返してみると、私が司法修習生であったのは20年近く前のことであった。目にすること、耳にすることの全てが初めてのことがばかりで、とても刺激的な日々であった。希望もあつたが同じくらい沢山不安もあつた気がする。社会人経験がなかったことから色々な場所で非礼を働いてしまった気もし、穴があつたら入りたい気分である▼司法修習生のいる日々は、私を初心に帰らせてくれる貴重な時間であった。気持ちの良い風の吹く5月、きつと司法修習生は新しい配属先でも、現場に新鮮な風を吹き込んでいくに違いない。

高齢者や障害者の権利擁護をするには、弁護士会だけで対応することは困難です。アンテナを張っているいろいろな組織とネットワークを組む必要があります。関係機関と構築したネットワークの中で専門性を生かしていくことが大切です。

「成年後見センター」では研修も行い、専門的な対応ができる人材の育成もします。若い会員が県民のために役立てるような仕組みを作っていきたいと思っています。

不祥事対策についてのお考えをお聞かせください。

大多数の会員は真面目に職務を遂行しているのですが、ひとたび弁護士による不祥事がありますと、弁護士や弁護士会に対する信頼が揺らぎます。不祥事防止と初期段階で不祥事に対応することが必要です。

会員のコンセンサスを得た上で、会規で不祥事対策の骨組みを作りたいと考えています。

新執行部の特徴

当期の副会長は一人一人全く違うタイプで、魅力的な人ばかりです。皆さんの専門性も違うので、刺激を受けながら仕

事をしていきます。

会員に対して一言

会員が誇りに思う弁護士会を目指したいと思いますが、執行部からいろいろと提案をさせていただきま。会員の皆さんと議論をしながら、柔軟にやって行きたいと思っています。

県民の皆様へのメッセージ

繰り返しになりますが、県民から信頼される弁護士会を目指します。より身近な弁護士会を目指します。誰でも弁護士に相談できるような仕組みを作りたいと考えています。

また、県民が弁護士や弁護士会に対して何を望んでいるのかを知るために、県内すべての市町村を訪問したいと思います。どうぞよろしく願います。

(聞き手 中島 慶子)

延命執行部の門出、盛大に祝福される

～新理事者就任披露懇親会～

4月3日、平成29年度新理事者就任披露懇親会が、国会議員や県内諸団体の代表者を含む85名の来賓と159名の会員の参加を得て、ホテルニユーグランド「ペリー来航の間」において盛大に開催された。

懇親会では、新旧理事者の紹介の後、福田善範横浜地方裁判所長、大門匡横浜家庭裁判所長、林文子横浜市長、吉田雄人横須賀市長から、新理事者への激励を込めた挨拶が行われた。

その後、昨年度の理事者が壇上に並び、延命執行部の門出を飾るにふさわしい、活気に満ちた就任披露懇親会となった。

(会員 田淵 大輔)

山ゆり

少し前まで私の事務所に司法修習生が研修に来ていた。頑張っている所はもちろん、格好悪い所もすべて見てもらおうと、2か月間密着マークをしてもらった▼2か月間、寝食を共にすることまではなかったが、少なくとも昼食は一緒にとり、家族よりも司法修習生と過ごす時間の方が長かった▼疑問をストレートにぶつけてくれる素直な司法修習生であったため、自分としては何も疑問を感じていなかった実務上の処理の理論的根拠を再確認したり、自分の仕事の進め方を見つめ直したりする貴重な機会になった▼思い返してみると、私が司法修習生であったのは20年近く前のことであった。目にすること、耳にすることの全てが初めてのことがばかりで、とても刺激的な日々であった。希望もあつたが同じくらい沢山不安もあつた気がする。社会人経験がなかったことから色々な場所で非礼を働いてしまった気もし、穴があつたら入りたい気分である▼司法修習生のいる日々は、私を初心に帰らせてくれる貴重な時間であった。気持ちの良い風の吹く5月、きつと司法修習生は新しい配属先でも、現場に新鮮な風を吹き込んでいくに違いない。

(早川 和孝)



情報セキュリティを考えるを
はじめましょう

その4
メールのセキュリティ編～送信の場面～

最近では依頼者との連絡手段としてメールを利用することも多いと思います。例えば、打合せ日時

の調整といった細々とした連絡や、期日の報告、また起草した書面を確認してもらう等、依頼者と

の連絡手段としてメールはとても便利です。

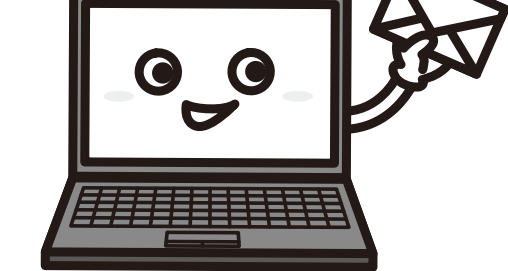
さて、連絡手段として非常に便利なメールですが、セキュリティ上、メール送信の場面で警戒しておきたいのは、何といっても「誤送信」です。

この誤送信を防ぐために、まずは、送信先が本当にこのアドレスで間違いがないか、意図しないアドレスになっていないか、を送信前に確認しましょう。これはイロハのイです。

また、使用しているメールソフトにどのような誤送信防止の機能が付いているかを調べて、それを利用してみましょう。例えば、送信ボタンをクリックしてから〇秒後に送信するという設定がで

きたり、送信ボタンをクリックしても送信トレイに移動するだけで、実際に送信するにはもう一度送信ボタンのクリックを要したりする機能もあります。また、Gmailには、送信を取り消す機能もあります（現時点では最大で30秒）。

以上「事前」に誤送信を防ぐための手段ですが、セキュリティ対策としては、誤送信をしてしまった「事後」のことを考えて、情報漏洩を最小限に留める手段も講じておく必要があります。具体的には、事件の中心に関わるような内容（線引きが難しいですが）はメール本文に記載せず、パスワードをかけた添付ファイルに記載しましょう。



- ・メール送信前には宛先のアドレスを確認
- ・メールソフトの誤送信防止機能を利用する
- ・機密性の高い内容はメール本文に記載せず、パスワードをかけた添付ファイルで送る
- ・TO、CC、BCCの違いを理解して、BCCを活用する

充実した討議と効率的な議事運営、
そして皆勤賞をどうするか

議長 小賀坂 徹

は激論がたたかわされることもあ

りませんが、それをうまく整理し、できる限り一致点を見出せるよう議事運営を行っていき

思います。また充実した議論の実現と共に効率的な議事進行を心がけ、常議員の負担が大きくな

常議員会は、総会に次ぐ意思決定機関です。で、当会の重要課題が議論されます。

とりわけ今年度は激しい選挙戦が繰り広げられ、それを勝ち抜いた方々が常議員となっ

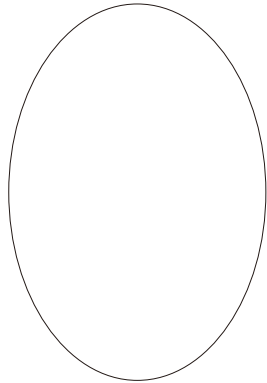
ますので、議題によ

正・副議長就任あいさつ

常議員会

中庸を旨としたい

副議長 岩田 武司



48期です。3月まで司法研修所の民事弁護教官を拝命しておりましたので、何か会務のお手伝い

を命じておりましたので、何か会務のお手伝い

を命じておりましたので、何か会務のお手伝い

りましたが、第1回は拍子抜けするほど無風状態でした。これは風の前の静けさというべきか、あるいは常議員の皆様において特定案件以外

横浜地方裁判所長	富田 善範
横浜家庭裁判所長	大門 匡
横浜地方検察庁 検事正	大谷 晃大
神奈川県民事調停協会連合会 会長	須藤 永一
神奈川県家事調停協会連合会 会長	仁平 正夫
日本司法支援センター 神奈川地方事務所 所長	高橋 理一郎
横浜市長	林 文子
横浜市民局長	西山 雄二
横浜市健康福祉局長	鯉淵 信也
横浜市健康福祉局 福祉保健課 担当係長	伊藤 浩美
横須賀市長 兼 神奈川弁護士会市民会議委員	吉田 雄人
かながわ民進党神奈川県議会議員団 副団長	作山 友祐
衆議院議員	松本 純
衆議院議員	菅 義偉
衆議院議員	小此木 八郎
衆議院議員	浅尾 慶一郎
衆議院議員	坂井 学
衆議院議員	上田 浩史
衆議院議員	鈴木 馨祐
衆議院議員	笠木 浩明
衆議院議員	甘利 弘
衆議院議員	義家 弘介
衆議院議員	山際 大志郎
衆議院議員	阿部 知子
衆議院議員	志位 和夫
衆議院議員	篠原 和
衆議院議員	畑野 君枝
衆議院議員	もとむら 賢太郎
衆議院議員	佐々木 さやか
衆議院議員	島村 大
衆議院議員	真山 勇一
衆議院議員	牧山 ひろえ
衆議院議員	松沢 成文
参議院議員	三浦 のぶひろ
参議院議員	小島 忠男
参議院議員	星野 務
参議院議員	高品 彰
参議院議員	岩倉 弘和
東京地方税理士会 会長	
神奈川県司法書士会 会長	
日本公認会計士協会神奈川県会 会長	
神奈川県土地家屋調査士会 会長	
神奈川県土地家屋調査士会 会長	
境界問題相談センターかながわ センター長	西田 貴彦
神奈川県社会保険労務士会 会長	長瀬 眞彦
一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会 専務理事	坂本 圭一
神奈川県行政書士会 会長	水野 晴夫
公益社団法人神奈川県社会福祉士会 会長	山下 康
公益社団法人神奈川県社会福祉士会 副会長	小島 操子
神奈川県臨床心理士会 会長	高木 秀明
横浜商工会議所 理事・中小企業相談部長	山之井 功
川崎商工会議所 専務理事	小泉 幸洋
株式会社神奈川新聞社 代表取締役社長	並木 裕之

新理事者就任披露来賓の方々

(順不同・敬称略)

横浜国大との共催研修会

開催

法人税法132条の2所定の租税回避否認規定の適用範囲

ヤフー・IDCF事件
最高裁判決の解釈について

3月13日、当会と横浜国立大学の共催で標記の研修会が開催された。講師の岩崎政明教授は租税法学会の理事や国税庁国税審議会の会長、税務大学の客員教授等も務められた、租税法の第一人者である。

岩崎教授は、初めて法人税法132条の2を適用して組織再編成を利用した租税回避を否認した最高裁判決(平成28年2月29日判決(ヤフー事件及びIDCF事件))を題材に、同規定の適用範囲について解説を行った。

分かりやすい語り口の岩崎教授

研修では、まず、組織再編成制の概要が法人税法の根拠条文とともに分かりやすく説明され、法人税法になじみが薄い受講者でもその後の解説を理解する素地が作られた。次に、ヤフー、IDCFにおける組織再編成のスキームと、所轄税務署長による更正処分内容が詳細に説明された。ソフトバンクによるIDCS(IDCFとは別の会社)の完全子会社化から始まる組織再編成のスキームは複雑で、判例掲載誌の解説を読むだけではなかなか理解しにくいものであるが、岩崎教授の説明によりスキームの全体像を把握することが可能となった。

その上で、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」という適用要件に係る最高裁判決の解釈について、下級審判決の解釈と対比されながら解説がなされ、最高裁判決の意義と射程をより深く学ぶことができた。

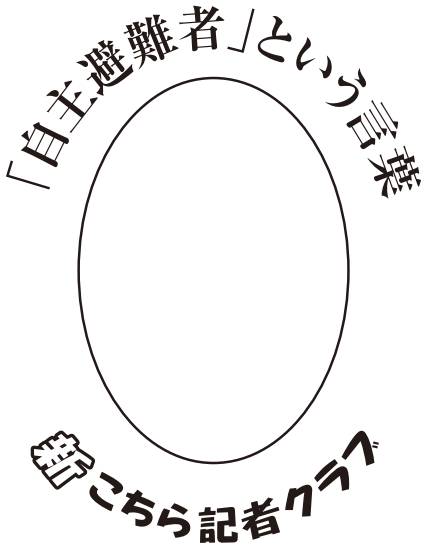
平成27年度に始まった横浜国大との共催研修会は、毎年多種多様なテーマで開催されている。いずれも大学教授による高度な内容でありながらわかりやすい講義となっており、参加者の視野を広げ、研修意欲を高めてくれる。平成28年度には5回開催され、本年度も開催が見込まれる。貴重な機会を多くの会員に享受してほしい。

(会員 佐野 高王)

私が記者という仕事に就いたのは2011年4月。常に東日本震災関連の課題を突き付けられてきた。その中で違和感を持ち続けているのが「自主避難者」という言葉だ。区域外避難を「自主」と名付けた人に悪気はないのだから、どうしても「勝手に積極的」に逃げてきた」という言葉の印象が拭えない。好きこのんで古里を離れ、慣れ親しんだ生活を手放し、子どもを転校させ、家族と別居する人が、一体どこに在るのだろうか。

記事に「自主避難」と書くたびに、原発事故被災者をチクタクと傷付けているのだからと申し訳ない気持ちになる。じゃあ使わなければいい

じゃないかと言われるかもしれないが、事実を淡々と伝える場面では使わざるを得ない。個々さまざまな感情や事情があるのに十把一絡げにしている感じがする。



ことが多々あるのだ。もっと言えば「被災者」「避難者」「遺族」という言葉も使いたくない。

某復興相の「自主避難は自己責任」発言が飛び出した時、「自主避難」について勘違い

している人はたくさんいるのではないかと改めて感じた。その一因は間違いなく報道の仕方にある(注:某復興相は自己責任で考えを改めていただきたい)。

各地の原発訴訟が進み、震災いじめが騒がれ、住宅支援打ち切りなどが取り上げられた今、避難問題が再び注目されている。どうすれば正確に伝わるのか、どうすれば傷付けずに書けるのか、当事者の一番近くでサポートする弁護士の方にもご教示いただきたい。

(共同通信社 横浜支局 吉川 純代)

紛争解決センター研修会

ADR活用による
紛争解決スキルアップ

3月3日、当会の紛争解決センター運営委員会は、主に新人会員を対象とした研修会を実施した。この研修会は、当会が関与しているADR(裁判外紛争解決手続)を理解し、利用してもらうことを目指して毎年実施しているものである。

当会が関与しているADRとしては、神奈川県住宅紛争審査会、日弁連交通事故相談センター神奈川県支部、紛争解決センターがある。各手続について運営委員会の委員から制度概要やその特徴、利用の際の手続方法などの説明がなされた。

更に今回の研修会で

は、各手続の概要の説明のほかに、昨年作成した紛争解決センターでの解決事例集から5つの事例を抜き出し、実際の解決事例を通じて解決に至った経緯などを紹介し、より具体的に紛争解決センターを利用することの有用性について説明がなされた。

研修会に参加した会員の多くは若手会員であったが、講師の説明に耳を傾け、熱心にメモを取る会員も多かった。また、研修会の最後に多くの質問があり、充実した研修会となった。

各会員が相談を受ける民事紛争には、当事者間での話し合いでは解決に至らないものの、訴訟になじまない事件も多く、その解決方法について苦慮する会員も多いのではないかと考える。そんなときには、当会のADRを積極的に活用してほしい。

充実した研修会が行われた

(紛争解決センター)運営委員長 廣瀬 和之

横浜家庭裁判所委員会	委員	株式会社神奈川新聞社	地域連帯局局長	兼 読者相談室長	株式会社神奈川新聞社	統合編集局長	藤塚 正人	角田 照司	神奈川県弁護士会市民会議	委員	株式会社神奈川新聞社	経営企画部長	佐藤 奇平	共同通信社	横浜支局	支局長	高山 一郎	時事通信社	横浜総局	総局長	榎本 真也	東京新聞社	横浜支局	支局長	野呂 浩昭	日本経済新聞社	横浜支局	支局長	伊藤 純子	日本放送協会横浜放送局	局長	小川 純子	読売新聞	東京本社	横浜支局	支局長	谷口 透	横浜司法記者クラブ	神奈川新聞	高田 俊吾	横浜司法記者クラブ	朝日新聞	古田 寛也	横浜司法記者クラブ	東京新聞	加藤 益大	横浜司法記者クラブ	NHK	戸叶 直宏	横浜司法記者クラブ	TBSテレビ	内野 優	脇西 琢己	小林 愛子	神奈川県弁護士会綱紀委員会委員	栗田 陸雄	神奈川大学大学院	法務研究科	教授	神奈川県弁護士会綱紀委員会委員	志村 武	関東学院大学法科大学院	教授	神奈川県弁護士会資格審査会委員・神奈川県弁護士会懲戒委員会委員	岩崎 政明	横浜国立大学大学院教授	神奈川県弁護士会懲戒委員会委員	鈴木 達也	株式会社神奈川新聞社報道部長	田代 末廣	横浜検察審査協会	会長	増田 惇昭	横浜検察審査協会	副会長	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	会長	大場 茂美	神奈川県弁護士会市民会議	委員	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	会長	篠原 正治	神奈川県労働組合総連合	議長	福田 裕行	神奈川県消費者団体連絡会	事務局長	丸山 善弘	神奈川県生活協同組合連合会	会長理事	當具 伸一	神奈川県保護司会連合会	会長	山口 信郎	公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター	専務	山田 高志	横浜国立大学	学長	長谷部 勇一	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	法律系長	荒木 一郎	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	法曹実務専攻長	教授	芳賀 良	神奈川大学大学院	法務研究科委員長	鶴藤 倫道	神奈川県弁護士会市民会議	委員	牧野 孝一	日本弁護士政治連盟	神奈川支部	支部長	杉崎 茂
平成29年3月31日までに出席のご連絡をいただいた方を掲載																																																																																																																						

(平成29年3月31日までに出席のご連絡をいただいた方を掲載)

外国人会員の調停委員就任 を考える勉強会

3月8日、兵庫県弁護士会の梁英子弁護士を講師として招き、人事委員会と人権擁護委員会の共催で標記勉強会が開催された。

現在多くの弁護士が、各地の弁護士会からの推薦に基づき、調停委員・司法委員・参与員等として裁判所で仕事に就き活躍をしている。しかし、最高裁は、外国籍の弁護士に対しては、法律上の要件を満たしているにもかかわらず、その採用を拒否し続けている。

このような最高裁の対応は、国籍に基づく合理的な理由のない差別である。日弁連も国際人権条約に反する違法があるとし是正を求める意見書を提出し、当会も平成27年7月常議員会の議を経て「調停委員・司法委員および人権擁護委員についての実質的な国籍要件に関する意見書」を公表している。

本勉強会は、当会が更なる取組を行う前提として、会員間の意識を高めるために企画されたものである。

少数者の権利の侵害について、私たちは感覚を研ぎ澄まさなければなら

ない。弁護士会から推薦を受けながら、最高裁によつて採用を拒否された経験をお持ちの梁弁護士の実体験に基づく言葉は重いものであった。本勉強会を通じ、司法が自ら引き起こしている差別すら解消することもできない。

（人権擁護委員会委員長 本田 正男）

講義を行う梁英子弁護士

続いています。恒例のスキーツアー。

横浜法曹スキー同好会

パで疲れを癒す者、家族のために捧げる者など、参加者は、各々のペースでツアーを満喫した。

もちろん、アフタースキーも充実しており、北海道の旬の幸に舌鼓を打ち、ピアノの生演奏を聴き、暖炉のある部屋での懇親会など、それぞれ十

分を楽しみ、怪我人を出すこともなく、全員無事に帰宅した。

当同好会では、新規会員を大募集している。スノーボーダーも、当会会員以外でも、家族同伴でも、途中参加も、アフタースキーのみの参加でも大歓迎である。近年は、

山頂に到達した参加者たち

最高裁見学と

最高裁裁判官との懇談

3月1日、人材育成支援委員会企画で、最高裁判所見学会が実施された。3月末で退官となる大橋正春裁判官との懇談に続き、審議室・図書館・

小法廷・大法廷等の見学を行った後、懇親会が開催された。

懇親会では、和気藹々とした雰囲気の中、大橋裁判官から様々な話を伺うことができた。

その中でも、「審議の結果、結論が全員同じであっても理論構成が全員違うということがある」という言葉がやはりよく似合う。ドラマに出てくるような大法廷の裁判官席に座らせてもらえたことを出席者は一生忘れないであろう。

最高裁判所は「荘厳」という言葉がやはりよく似合う。ドラマに出てくるような大法廷の裁判官席に座らせてもらえたことを出席者は一生忘れないであろう。

三谷前デスクから大任を引き継ぎました。編集委員会の記者として、14年間にわたって弁護士会の歴史を目の当たりにしてきました。

編集後記

本職の記者の方には遠く及ばないのですが、きつと歴史の立会人のような感覚も記者の仕事の醍醐味なのかもしれません。気を引き締めて頑張つてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどお願いいたします。

デスク 早川 和孝
記者 中島 慶子
高橋 健二
田淵 大輔
波田野 馨子
安達 慎司
西 雄一郎

走りきってアジアベスト8

サッカー部
通信

3月23日から26日にかけて、ベトナム・ハノイにて、アジア法曹サッカー大会が開催された。アジア10カ国、計21チームが参加した。

予選リーグの相手は、マレーシアとモンゴル。過去の大会も含め初対戦である。初戦はマレーシア。当会は、金島悠太の先制点を皮切りに得点を重ね、前半を4-0で折り返す。後半には1点を失ったものの、及川健一郎のPKなど2点を追加し、6-1の大勝となった。

第2戦の相手はモンゴル。前半に松原範之、後半には金島が得点を挙げ、守備陣も相手を完封。2-0で勝利し、ベスト8進出を決めた。

ベスト4がかかる第3戦は中国・深圳。スピードのある深圳を相手に守備陣が決壊。前半早々に2点を先制され、後半にも更に1失点。0-3の完敗であった。

第4戦の相手はJAPAN UNITED。関西の弁護士会を中心とする連合チームである。前半を3-1とリードし折り返したものの、後半に2失点。決着はPK戦に。PK戦は5人を終え

勝利がつかずさらに続く。しかし、当会8人目のキッカーが外してしまい敗戦。

最終戦は中国・北京。前半から点の取り合いとなり、試合残り5分で2-1-3の状況。当会は同点を目指し、攻撃を続けるが、カウンターから追加点を許し万事休す。更に1点を追加され、終わってみれば2-5の敗戦。

最終結果は8位。最後は三連敗となったが、全試合全力で戦い抜いた充実した交流大会であった。次回大会は、2年後に予定されている。

（会員 楠瀬 健太）

北京チームとの記念撮影